

市と同じ程度の二八％ぐらいになると思う。徴収率については、むしろ日本人より上回っておりスミーズにいつている。税金は、アメリカ人その他で市民税の申告をしているのが約五〇％ぐらいであるが、平均所得で見ると日本人の世帯と大して変わりはないと考えている。これが適用になれば当然日本人と同じように強制加入になる。現在、韓国、朝鮮、中国も国保に入っていない人もありますが、そういう人は当然何らかの保険に入っていると思う。アメリカ人その他についてもPRはするが、個々に通知を出すことはしないつもりであるとの答弁がありました。

又、税金の申告は必ずやっていたことを前提に適用してほしい。福生市は他市に比べて基地もあり当然外国人も多いため国保を適用させてやるべきだと思ふ等の要望意見がありました後、お諮りいたしましたところ全員異議なく本案を原案どおり決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして補足説明といたします。

○議長（貫井喜代次君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○五番（森田治男君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は委員会審査報告どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四号福生市国民

健康保険条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第四議案第六号福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第六号福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例の審査の補足説明を申し上げます。

審査の報告書はお手元に御配付のとおりでございます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案は市営プールの使用料を二時間当たり大人、すなわち高校生以上を言うを百五十円に、小人すなわち、中学生以下を言うを五十円に引き上げ、又、超過料金も大人七十円、小人二十円にそれぞれ引き上げようとするもので、各委員より活発なる質疑が交わされました。

その主な点を申し上げます。

一、プールの利用状況について、市民以外の利用者は、大人で約三〇%、小人で約二〇%程度である。

第一中学校の調べによると、児童生徒の一シーズンの一人当たり平均利用度は二十

回というが、これは最高で、平均は七回程度になっており、最も利用者の多いのが七月下旬から八月上旬の間である。

次に他市の水泳場の料金について、八王子、調布、町田、清瀬、昭島等の各市の料金は、大人百円、小人五十円となっているが、入場者を二時間単位で入れかえをしており、入場してから三十分しか経過しなくとも入れかえ時間が来れば、新たに入場料金を納めなければならないが、当市としては、その入れかえをしないので、料金を大人百五十円、小人五十円としたとの説明がありました。

又、委員の中より、小中学校児童生徒に対し無料券を配付しているが、この値上げに伴い、無料券を増すこととはどうかとの質疑に対し、従来一人二枚ずつ配付していたが、学校側とも十分相談して、いままでの倍ぐらい配付したいと思っているとの答弁があり、本案を採決したところ、値上げせず据え置くべきであるとの意見があり、本案に対し起立採決をしたところ、賛成多数で原案どおり決定した次第であります。

よって当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。審査の補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。二番松山清君。

(二番 松山 清君登壇)

○二番(松山清君)

議案第六号福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例に対し反対討論を行います。

当市のレジャー施設の一つである市営プール使用料の値上げが本条例の改正であります。御存じのように、公共料金を初め諸物価が軒並み上がり私たちの生活を脅かしております。この条例の改正では、福生市民の夏の憩いの場である市営プールの使用料が、大人が三七五倍、小人が三・五倍にも値上げされるのであり、市民にとって身近で安い料金で利用できた市営プールが、他市との均衡を保つと

いうような理由で大幅に値上げされると、いうことは余りにも安易過ぎます。

一方、小中学生に配付をする無料券をふやすということですが、この物価高では当然の事で、これまでも強く求められていたものであります。

公共料金の大幅な値上げが続いている現在、市民が気軽に利用でき家族で楽しめるような施設の大幅な料金値上げを行うこの条例の改正に私は反対をするものであります。

以上、簡単ではありますが、反対討論とさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

次に賛成者十四番田村市郎君。

(十四番 田村市郎君登壇)

○十四番(田村市郎君) 私は、本議案第六号福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

ただいま、私は委員会の審査報告並びに補足説明をいたしました。その内容等は申し上げたとおりであります。

公共料金の値上げということになりますと、現今の社会情勢ではさきわめて反対的ムードが強いのですが、公共料金だからと言って値上げをしないでおくということ

は、国民的、又、市民全体の平等の立場等や、受益者負担の原則からいっても不公平となるのであります。

昨年、都が実施しました水道料金的大幅アップでございますが、このときなどはだれ一人として反対する者はありませんでした。しかし、やはり当市としても水道料金のアップが大きかったり他市の実情等を比較すれば、今回の当条例の改正はやむを得ないものと思われ、理事者も諸般の事情を深く考慮しつつ本案を提案されたもので、担当委員会においても、一人を除き賛成したのであります。ましてや、小中学校児童生徒に対しては、大人の値上げ幅よりアップ率を抑え、しかも無料券を現在の倍も発行するとうように配慮もされているのであります。

賢明なる議員各位におかれましては、何とぞ本案可決に御賛同を御可決ください、いますようお願ひ申し上げまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。
これより議案第六号について起立により採決いたします。
本案について委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よって議案第六号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 次に、日程第五及び日程第六の二案を一括して上程いたします。

日程第五議案第七号 福生市民会館条例

日程第六議案第八号 福生市公民館条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願ひいたします。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第七号 福生市民会館条例、議案第八号

福生市公民館条例、本二案についてお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本二案は、総務委員会といたしましたは一括議題としまして審査をいたしました

ので、両案の補足説明も一括説明いたしますので御了承を願います。

冒頭、担当課長より細部にわたり両案の説明があり、質疑に入りました。

両議案とも休館日は火曜日となっているが、現在の施設、福祉社会館も火曜日が休館日であるが、この条例によると、月曜日は半日になっていないが、実際には月曜日が半日である。この点から考え、市民会館、公民館は同様に、月曜日と、かにするなどの質疑に対して、一般職員は土曜日が半日勤務であり、その振りかえで福祉社会館は月曜日が半日としているが、市民会館や公民館は、支障のないように月曜日は職員が交代で休むようにしてでも平常どおり、いきたい。

次に入場料を取る興業に対しては、五百円の場合、百分の四十を加算するというのが、入場税法にある別表上欄に掲げる者が主催する催し物が、同法第八号第一項に掲げる条件に該当、並びに同条第二項の規定に該当する場合を含む者はこの限りではないとあるが、別表主催というのはどういうものであるかとの質疑に対し、別表主催というのは、児童、生徒、学生の卒業、団体、学校の後援団体、青年学級、その他社会福祉事業や児童福祉関係等が主催する場合は入場料を免除することになっているため、加算金は取らないということである。

又、市民会館の使用制限と使用の停止、あるいは取り消しについて、第七条の使用制限は、入場者が危険な物を持ち込むとか秩序を乱すような場合は許可はしない、ということ、第九条二項の場合は、大ホールは六カ月前から使用許可を受け付けるが、使用を許可した後、市において、たとえば選挙の立会演説会を開催することになった場合とか、公益上特に使用しなくてはならなくなった場合は、許可を取り消すことができる、という内容である。

次に市民会館の使用料の減免などの部分について、この質疑に対し、第十一条の別に指定する施設というのは、大ホール、小ホールを除いた部分の会議室や展示室等は、公益上必要があるときは、減免措置ができるということである。公益上というのは主に市内の公共団体、PTA、町会等である。

公民館の運営審議会の委員はどういう人になるのかについては、社会教育法で設置することになっているが、定数は十人以上ということ、学校長や学識経験者等を教育委員会が委嘱するようになっていて、他市等においては社会教育委員が兼務している所が多くなっており、この点を考慮しながら当市としては決定をしたいと思います。

その他、たくさんなる活発な質疑答弁が行われた結果、本二案について採決したところ、当委員会としては全員異議なく原案どおり決定した次第であります。当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第七号及び議案第八号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本二案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号福生市民会

館条例、議案第八号福生市公民館条例の二案はそれぞれ委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第七議案第九号昭和五十一年度福生市一般会計、補

正予算(第八号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告をお願いいたします。まず、総務委員長田村市郎君。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第九号昭和五十一年度福生市一般会計、補正予算(第八号)、歳入及び歳出予算のうち、総務委員会所管分について、お手元に御配付のとおり審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査の主な内容を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

賛成討論
(高浪)
議九
反対討論
(原)
賛成討論
(鈴木)
議十
議十一
議十二
議十三
反対討論
(松山)

審査に当たっては、歳入と歳出に分けて行いました。

まず歳入に当たり、各委員より市税五項目の伸び率、特別交付税、基地交付金、市町村振興交付金あるいは国民年金印紙売払代金等について質疑があり、理事者より市民税ほか五項目の伸びは、当初予算に比べ二・九％増となっている。特別交付税は特殊な財政事情であるということと交付されたが、その用途については指定されていない。自治省において、新法の八条による民生安定事業による自己負担分の二分の一が算定基準に入れられたことから認められたものである。基地交付金の調整分は、いわゆる九条関係で、この中には通常運動しなくても交付されるものと、特殊の事業として運動してその事情を勘案して配分されるものとがある。

地方交付税の中の特別分も前条のとおりで、本年度一億三千万円のうち約七千万円は、議員各位ともども運動の結果、特殊事情として認められたものである。今回は、全国でも最高額が交付された。しかしながら、都支出金のうち市町村振興交付金が減額されたのは、当市の特別交付金が多いという理由で、減額されたものであるが、市の実情を再度訴え、予定どおり何とか交付されるよう今後一層の努力をしていきたい。

国民年金の印紙売払代金が減となったのは、年金の適用漏れや免除者が予想以上に多かったためである等の答弁がなされ、続いて歳出を審査し、当委員会の所管分の中で、各委員より、旧公益質屋を取り壊さない理由は何かという質疑に対し、当初はすぐ壊す予定であったが、東口区画整理事業の進展に伴い、関係地区住民の一時期的仮住居として使用したためであり、今後この事業推進のため当分の間必要とするため取り壊しはしない方針である。

市営プールの水道料や電気料が減となった理由、又、利用者はどうであったかとの質疑に対し、五十一年の夏は、御承知のように冷夏であったため利用者は前年に比べ一万人ばかり減少し、土曜、日曜もわりあいと利用者が少ないため経費がかからず減額になった。

次に余裕財源は予備費に組むべきであると思うがどうかとの質疑に対し、予備費に計上すると繰越金として計算され、起債申請等にも悪影響を与えることも考え、都の指導もあって基金に積み立てたわけである。

又、基本計画の作成時期についての質問に対し、本計画案は、この四、五日中に草案がまとまる予定であると思う等の質疑答弁が行われ、引き続き採決し

たところ、異議ありとの発言があったために起立によって採決いたしました結果、賛成多数をもって、本八号、補正予算のうち、当総務委員会所管分については原案どおり可決した次第であります。

何とぞ、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

(貫井喜代次君) 次に建設委員長宇佐美良時君。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

報告をいたします。

議案第九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第八号)のうち歳出予算のうち建設委員会所管分、なお報告書はお手元のとおりでありますので朗読は省略をいたします。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

引き続きまして、

本補正予算中、建設委員会所管分について補足説明を申し上げます。

まず歳出におきましては、主なものは失業対策費は矢付、就労者十一名が九名に

減ったことによる減額。農業費は、税務関係の条例改正に伴い、緑を育てる条例での対象が少なくなったための減額。商工費は、栄通りの商栄会の商業灯新設に対する二十年度補助のうちの第一回分の補助。道路河川橋梁費は仮称市道二八八号線及び七六号線に関係する用地費や工作物等の補償料。都市計画費は、区画整理事業会計への繰出金として加美平分と東口分、又、中央幹線排水路完成に伴う精算による減額。自由通路が完成すると、仮設便所が不用となるため、それを牛浜公園ほか三公園に移設する費用等の補正であるとの説明がありました。質疑において、緑地等保全奨励金は今後減少していく見通しであるのか。又、区画整理事業会計への繰出金五千万円の使途について。又、長期間の下水道工事により影響を受ける営業者に対して、現在、市は、損失補償をしていないようだが、今後の問題として損失補償について考えていかなければならないと思うが、市の考え方はどうか。又、担当者として業者と話し合って何らかの形を取ってやれるものか等の質疑がありました。

これに対して、理事者より、緑地保全奨励金は現在の農業の転用状況から見て対象が徐々に減っていくと思う。次に、区画整理事業会計繰出金中、加美平

分三千万円は新都市建設公社の事業委託料であり、東口分二千万円は家屋等の移転補償料で駅前、の貸し店、舗等の関係に当てられる。営業補償についての市の考え方は、ある程度工事により不便になるかもしれないが、その商店へお客が行けるような方法は講じている。しかし、三鷹市や都においては一定期間全く売り上げがないという場合においては損失補償を出していることもあるので、それに対処するよう研究して、いったい等の答弁がありました。

なお、最後になりました、委員より、経済課所管分審査の際、商工費中の栄通り商栄会の商業灯の新設補助金については、予算審査特別委員会でも論議された問題であり、その際本件は建設委員会に一任され、よく調査するようにとの結論も出されているので、それを前提に審議されたいという要望がありました。

委員会としては、この発言に対して、理事者側で十分調査を願ひ、その後、又建設委員会にかけてもらうまでの間、本件については予算執行を停止されたいという意思統一をしていることを特に申し上げておきたいと思ひます。

以上のような質疑応答が交わされた後採決をいたしましたところ、当委員会としては、本案を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議をいただきまして委員会の決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 次に、厚生委員長小林菊三君。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告を申し上げます。

議案第九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第八号)、歳出予算のうち厚生委員会所管分、審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足の説明をさせていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

まず、市民課関係の総務費中における戸籍住民基本台帳費は諸証明事務の効率化を図るためのコピー機を買いかえるための経費十六万円の増。又、民生費のうち国民年金事務費は、生活困窮者九百人等から保険料の一年間を免除したこと等による印紙代三千万円の減、さらに福祉事務所関係の保育園の児童福祉費、又、生活保護費についてはそれぞれ精算による減額補正となっておりますとの説明があり、質疑に入りました。

委員中より、市立すみれ保育園の土地借上料について質問がありました。これは、面積三百二十四坪あり、十二月に従来の坪六十五円から九十五円にアップされ、四月にさかのぼって支払いをしたい。又、この額については固定資産税との兼ね合いもあり時期的に問題を早く解決するようにしたいとの答弁がありました。

環境保全課関係では、予防接種の経費を主とする保健衛生費の減額補正、塵芥処理費関係の清掃費で増額補正となっておりますが、最終的に西多摩衛生組合の当市における負担金は、約一億六千九百八十六万円となること、又、塵芥処理費においても青梅市や瑞穂町、羽村町に比べても当市の負担率は低くなっているということであります。

又、交通安全対策費中の自動車保険料による車は、交通安全協会で購入し、市に寄付される物です。四十九年式スプリンター一六〇〇ccで整備完了済みで、七十万円相当の物である。

一般家庭における樹木等のゴミについては、市で確保している処理穴で処分しているが、アパートやマンション等の焼却炉設置については、管理上の問題あるいは周辺への公害等の問題もあるので直接市は指導していない等、委員の質疑に対する答弁があります。

した。

さらに、福祉会館のトイレも身障者のみならず老人等のために改造を願いたい。又、町会等の会館建設補助については見積もりや検査等厳重にし、不審を招くことのないよう願いたいなどの要望意見も出されました。

その後当委員会所管分についてお諮りいたしましたところ異議がありましたので、起立採決の結果、賛成多数で当委員会所管分の補正八号については原案どおり可決いたしました。

何とぞ当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で、各委員長長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願